

○障害補償年金差額一時金の支給について

〔昭和 56 年 12 月 25 日地基企第 44 号  
各 支 部 長 あ て 理 事 長〕

第 1 次改正 平成 3 年 2 月 20 日地基企第 5 号

第 2 次改正 平成 13 年 3 月 21 日地基企第 14 号

第 3 次改正 平成 16 年 3 月 31 日地基企第 28 号

第 4 次改正 平成 18 年 3 月 31 日地基企第 21 号

第 5 次改正 平成 24 年 6 月 28 日地基企第 35 号

地方公務員災害補償法（以下「法」という。）附則第 5 条の 2 の規定による障害補償年金一時金の支給については、下記事項に留意の上、その実施に遺漏のないように願います。

記

- 1 法第 29 条第 9 項の規定の適用を受けた障害補償年金の受給権者が死亡した場合における障害補償年金差額一時金の限度額（法附則第 5 条の 2 第 1 項の「その者に支給された障害補償年金の額（当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の期間に係る分として支給された障害補償年金にあっては、総務省令で定めるところにより、第 36 条第 2 項の規定に準じて計算した額）及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額（当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあっては、総務省令で定めるところにより、同項の規定に準じて計算した額）の合計額」（以下「既支給額」という。）を減ずべき法附則第 5 条の 2 第 1 項の表の下欄に掲げる額等をいう、以下同じ。）は、新たに該当するに至った障害等級に応じたものとする。こと。（第 1 次改正・一部、第 2 次改正・一部、第 4 次改正・一部）
- 2 既支給額には、当該障害補償年金又は当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金について未支給の補償又は第三者等が損害賠償を支払ったため免責された額がある場合は、これらを含むものであること。（第 1 次改正・一部）

3 地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項の「各年度の分として支給された障害補償年金の額」とは、法第39条の2の規定により端数処理を行った後の障害補償年金の額をいうものであること。（第1次改正・追加、第5次改正・一部）

4 障害補償年金差額一時金の額の計算途中においては、端数処理は行わないものであること。（第1次改正・追加）

5 法附則第5条の2第3項第1号の「その者と生計を同じくしていた」こととは、障害補償年金の受給権者と一つの生計単位を構成していたことをいい、必ずしも当該受給権者との間に同居又は生計維持関係の事実があることを要しないものであること。

なお、一般的には、当該同居又は生計維持関係の事実がある場合は、別個の生計単位を構成していることが明らかでない限り、「その者と生計を同じくしていた」ものとして取り扱って差し支えないものであること。

（第1次改正・旧3繰下）

6 公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。）上の傷病又は通勤による傷病が再発した場合における再発した傷病（以下「再発傷病」という。）に係る障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金については、次によるものとする。こと。（第1次改正・旧4繰下、第3次改正・一部）

(1) 再発傷病の原因となった傷病（以下「初発傷病」という。）に関し障害補償年金を受ける権利を有していた者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合においては、障害補償年金差額一時金の限度額は再発傷病が治った時における障害等級（以下「再発等級」という。）に応じたものとし、当該限度額から差し引くべき既支給額には、初発傷病に関し支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額が含まれる。

（第1次改正・一部）

(2) 初発傷病に関し障害補償一時金を支給された者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有するものが死亡した場合において、既支給額が、再発等級に応じ、法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる額に、再発傷病に関し支給すべき障害補償年金の額を再発等級に応ずる法第29条第3項の規定による額で除して得た数を乗じて得た額に満たないときは、その差額に

相当する額を支給するものとする。（第1次改正・一部、第4次改正・一部）

- 7 障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡し、当該障害補償年金に係る未支給の補償がある場合における当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金の支給決定は、当該障害補償年金に係る未支給の補償に関する支給決定の後に行うものとする。 （第1次改正・旧5繰下）

